提供日 2017/05/16

タイトル 住民監査請求の監査結果

担 当 監査委員事務局 監査課

連絡 先 特別監査班

TEL 054-221-2927



Shizuoka Prefecture

平成29年3月29日に受け付けた「県立高校教員への給与等の支給」に関する住民監査請求について、監査を実施した結果、次のとおり決定し、平成29年5月15日に請求人あてに通知した。

# 1 件 名

県立高校教員への給与等の支給に関する住民監査請求

#### 2 請 求 人

静岡市葵区南安倍一丁目5番24号 桜井 建男

## 3 監査対象機関

静岡県教育委員会 教育総務課及び高校教育課

#### 4 請求の要旨

静岡県教育委員会(以下「県教委」という。)は、県立高校教員Aの非違行為を平成 29年1月か2月には覚知しているはずであり、覚知時点で懲戒処分にすべきであったの に、担当の県教委は、懲戒処分をせず漫然と給与などを払い続けて県に損害を与えて いる。当該教員に支払った給与相当分の賠償につき必要な措置を講ずることを求める。

### 5 請求の理由

(1) 静岡県バスケットボール協会(以下「県協会」という。)調査チームが、平成29年3月23日に行った記者会見と報道機関に配布した資料によれば、県協会の代表者でもない者が、銀行員を騙し架空代表者名義口座を開設させ、会長印を盗用して請求書を発行し、協賛企業を信用させて当該口座に協賛金を振り込ませた。これらの行為の実行行為者は、県協会の一部幹部理事の二名で、一人は某会社社長のBであり、もう一人は現職の静岡県の教育公務員の身分を有するAであることが判明した。

AはBらと共謀し私文書偽造・同行使、詐欺を犯したものであると言わざるを得ない。

(2) 地方公務員法第29条には、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合においては、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる旨規定されている。Aの非違行為は、県教委が甲を詐欺、私文書偽造・同行使により免職

又は停職にすべき事案と考える。

### 6 監査結果

本件措置請求は棄却する。

### [理由]

県が損害を蒙っているとは言えないので、請求人の主張に理由があると認めることはできない。

## 監査結果のポイント

- 1 「請求人の主張に理由があると認めることはできない」とした主な判断根拠
  - (1) 監査対象機関がA氏を懲戒処分にしないことが違法若しくは不当であるとは 認められない。

A氏の協会における業務は公務外に行われた私的な行為であり、同氏は請求人の主張する非違行為への関与を否定し、かつ請求人が主張する犯罪は刑事事件としてとりあげられていない。これらの状況から、静岡県バスケットボール協会に対する指導・監督権限のない監査対象機関は、A氏が請求人の主張する非違行為を行ったとするだけの事実関係を確認することができず、地方公務員法第29条第1項の規定に基づくA氏への懲戒処分を行っていない。

公務員の懲戒処分は職員に科される制裁であり、慎重な判断の下で実施されることは当然のことである。監査対象機関は、該当者が非違行為の事実を認め、懲戒権者として非違行為の明白な証拠と事実が確認できた時点で懲戒処分を科すこととしているため、請求人の主張する非違行為の事実を確認できない段階で処分を科すことは、地方公務員法の規定する平等の原則や公正の原則に反し、懲戒権者の処分権の濫用となる。したがって現時点において、監査対象機関が懲戒処分を行わないことが違法若しくは不当であるとは認められない。

(2) 懲戒処分を受けていないA氏に給与条例に基づき給与の支給を行うことは当然であり、「違法若しくは不当な公金」の支出はしていない。

静岡県教職員の給与に関する条例第5条第6項では、「任命権者(中略)は、(中略)給料表により、職員に給料を支給しなければならない。」と規定されているため、監査対象機関が、懲戒権者から懲戒処分を受けていないA氏に対し、同条例に基づく給料等を支給することは、地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」には該当しない。

(3) 「違法若しくは不当な公金」の支出はしていないため、監査対象機関には不当利得返還請求権は存在せず「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」も存在しない。

監査対象機関が懲戒処分を受けていないA氏に給与条例に基づく給料等の支払いを行うことは、違法若しくは不当な公金の支出ではない。当然のことながら、A氏は給料等を不当に取得していないため、監査対象機関には不当利得返還請求権は存在しない。よって、地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」も存在しない。

#### 2 結論

以上のことから、県が損害を蒙っているとは言えないので、請求人の主張に理由がある

と認めることはできない。